

## 令和3年度 融通処理汚泥収集運搬業務募集要項

### 1 目的

(公財)愛知水と緑の公社(以下、「公社」という。)は、愛知県流域下水道浄化センター(以下、「浄化センター」という。)から発生する下水道汚泥(以下、「汚泥」という。)を他の浄化センター焼却炉で処理(以下、「融通処理」という。)を行うために浄化センター間で収集運搬を行う者を募集します。

### 2 業務の名称

- (1) 融通処理汚泥収集運搬業務委託(その1)
- (2) 融通処理汚泥収集運搬業務委託(その2)
- (3) 融通処理汚泥収集運搬業務委託(その3)

(その1、その2、その3では、運搬量(見込み)、搬出元浄化センターおよび受入先浄化センターが異なります。詳しくは別紙を参照してください。)

### 3 業務内容

- (1) 搬出元浄化センターで事前に配車スケジュールを調整、搬出ホッパから汚泥を積込む。  
(約10t)
- (2) 受入先浄化センターへ運搬し、受入施設に荷卸し(ダンプアップ)する。  
(1日あたり0~4車)

### 4 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 5 契約までの手続き

- (1) 当業務を希望する者は、本募集要項の諸条件を確認の上、別添「令和3年度融通処理収集運搬業務審査申込書」(以下、「申込書」という。)を提出する。
- (2) 公社は、提出された申込書の内容および、書類、運搬車両等を確認するために行う現地調査の内容について審査する。
- (3) 審査結果が「適合」した者の中から、汚泥等の運搬実績、運搬能力、規模等を考慮の上、当該業務委託の競争見積への参加者として指名通知する。(適合であっても、指名されない場合があります。)
- (4) 搬出元・受入先ごとに複数の見積書を徴する競争見積を行い、総額で一番見積額の低い者と契約します。なお、融通処理汚泥収集運搬業務委託(その1)、(その2)、(その3)のうち1件しか契約できません。

### 6 応募資格

- (1) 積込・荷卸区域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第14条第一項(産業廃棄物収集運搬業)の愛知県知事の許可を受けていること。
- (2) 前項許可証の許可範囲に「汚泥」が含まれていること。
- (3) 汚泥の積替・保管は行わないこと。
- (4) 日本産業廃棄物処理振興センターの収集運搬業講習会修了者が在籍していること。
- (5) 「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(平成15年度愛知県条例第2号)に基づく現地

確認に協力すること。（ただし、令和2年度に既に現地確認を実施している場合には、当該現地確認結果を適用する場合があります。）

- (6) 本募集要項の内容を理解し、履行できる者であること。
- (7) この公告の日から落札決定までにおいて、愛知県の指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) この公告の日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

## 7 車両条件

- (1) 運搬車両には、許可番号、会社名が車両の適切な位置に表示されていること。
- (2) 搬出元浄化センターの搬出ホップからの荷積み、及び受入先浄化センターの受入施設でダンプアップが可能であること。
- (3) 運搬中に汚泥の飛散・臭気漏れがないよう養生を行うこと。また、荷台からの汚水漏れがないこと。
- (4) 運搬中に汚泥に異物が混入しないこと。
- (5) 車両は、概ね10tの汚泥を積載可能なリース車両又は自社の車両であること。
- (6) 運搬の下請けは、原則として認めない。

## 8 配車条件

- (1) 搬出時間は、契約期間中毎日（土、日、祝日、GW、お盆、年末年始含む）概ね午前7時から午後9時とし、搬出浄化センターの指定する時間に運搬対応が出来ること。
- (2) 一時的に2車以上同時に搬出することもあるため、複数台数の配車の対応が可能であること。
- (3) 別紙搬出時制約条件に対応可能であるとともに、同日に複数の浄化センターからの配車についても対応が可能であること。

## 9 運搬対象の汚泥性状

愛知県流域下水道の浄化センターで発生する汚泥（別紙参照）

## 10 申込方法

申込にあたっては以下の書類を添えて提出すること。

- (1) 所定の必要事項を記入した申込書（全項目記載のこと）
- (2) 積込・荷卸区域の、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第一項（産業廃棄物収集運搬業）の許可証の写し（原本証明したもの）
- (3) 登録の車両一覧及び車検証の写し
- (4) 日本産業廃棄物処理振興センターの収集・運搬課程の講習会修了者の修了証の写し
- (5) 会社概要（従業員数・売上高・実績・保有車両台数等が記載されていること。）

必要書類1部を（公財）愛知水と緑の公社下水道部管理課管理グループに、持参または郵送にて提出してください。郵送の場合は、簡易書留により発送してください。

## 11 募集期間

令和2年11月5日（木）～令和2年11月19日（木）

受付は、上記期間の午前9時～午後5時までの間とします。（土・日曜日及び祝日は除く。）

## 12 募集要項及び申込書の入手方法

公社下水道部のホームページからダウンロードしてください。

※ホームページアドレス [http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp\\_gesui/](http://aichi-mizutomidori.or.jp/hp_gesui/)

## 13 審査結果の通知

令和2年12月上旬に審査結果を通知します。

## 14 競争見積方法及び落札者の決定方法

- (1) 当要項5に示す審査に適合した者の中から公社が指名した者により競争見積を行い、契約者を決定します。
- (2) 競争見積は（その1）、（その2）、（その3）の計3回行い、それぞれ落札者を決定します（実施順は追って連絡します）。
- (3) 1回目の競争見積の落札者は、2回目、3回目の競争見積に参加できません。また、2回目の落札者は、3回目の競争見積には参加できません。

## 15 留意事項

- (1) 申請書等で不明点について、問い合わせまたは追加の資料を求めることがあります。
- (2) 審査結果については、令和3年度の契約分に限り有効とします。
- (3) 汚泥を運搬したことによる車両の不具合、劣化について公社は一切責任を負いません。
- (4) 法令に違反した場合、応募資格が無くなった場合、申込書の内容と異なる不適切な状態が確認された場合には、直ちに業務の停止及び、契約解除等の必要な措置をとることとします。

## 16 問い合わせ先

担 当：（公財）愛知水と緑の公社 下水道部管理課管理グループ 前田

住 所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-19-30

電話番号：(052)971-3045

F A X：(052)971-3053

Eメール：g-ka@aichi-mizutomidori.or.jp

別紙

1 浄化センターの所在地

浄化センター名	住所	
豊川浄化センター	〒441-0153	豊橋市新西浜町1番3
五条川左岸浄化センター	〒485-0074	小牧市新小木四丁目47番地
衣浦西部浄化センター	〒475-0832	半田市川崎町四丁目1番地
矢作川浄化センター	〒444-0335	西尾市港町1番地
衣浦東部浄化センター	〒447-0824	碧南市港南町二丁目8番15号
日光川上流浄化センター	〒492-8349	稲沢市儀長一丁目1番地
五条川右岸浄化センター	〒482-0017	岩倉市北島町権現山7-1
新川東部浄化センター	〒481-0041	北名古屋九之坪鴨田1
日光川下流浄化センター	〒498-0067	弥富市上野町2-28
新川西部浄化センター	〒452-0065	清須市西枇杷島町芳野三丁目1

2 標準的な汚泥性状

水分	;	73～85%
有機分	;	11～24%
無機分	;	2～4%

3 浄化センター間の運搬を行う量(令和3年度見込み量)

業務の名称		融通処理汚泥収集運搬業務委託(その1)			融通処理汚泥収集運搬業務委託(その2)				融通処理汚泥収集運搬業務委託(その3)			
搬出元浄化センター		衣浦西部	矢作川	五条川右岸	豊川	日光上流	新川東部	衣浦東部	五条川左岸	矢作川	日光下流	新川西部
受入先浄化センター	豊川	750	1,280	1,259	—	1,790	546	(100)	640	—	728	197
	衣浦西部	—	—	111	(100)	159	49	(100)	(100)	1,000	64	17
	矢作川	(100)	—	117	480	166	51	(100)	240	—	68	18
	五条川左岸	(100)	—	—	160	—	—	—	—	160	—	—
搬出単位合計 (WS t)		750	1,280	1,487	640	2,115	646	0	880	1,160	860	232
業務委託合計 (WS t)		3,517			3,401				3,132			
総合計 (WS t)		10,050										

—: 搬出予定なし

- 上表は令和3年度に各流域で発生する汚泥のうち、浄化センター間の運搬を行う見込み数量(湿潤重量)を示したものです。
- 実際の配分量は、汚泥発生量・汚泥、焼却設備の運転状況及びその他諸事情により増減があります。
- ( )内の数量は緊急時に運搬の可能性のある数量を示したものです。

4 搬出時制約条件(トラックボディ高さ制限: ホッパ、シャッター等搬出設備最下端)及び搬出頻度

浄化センター名	H (m)	積込量 (t/車)	搬出頻度	
豊川	3.5	9±1	焼却炉停止時、3～4車/日、約35日間、1回/年で概ね640t	
五条川左岸	(汚泥管理棟)	4.0	焼却炉停止時、2～4車/日、約17日間、1回/年で概ね880t	
	(汚泥搬出入棟)	4.0		
衣浦西部	3.4	9±1	焼却炉停止時、2～3車/日、約24日間、2回/年で概ね750t	
矢作川	(受入:豊川)	3.5	9±1	焼却炉停止時、2～3車/日、約17及び12日間、2回/年で概ね1,280t
	(受入:衣浦西部・五条川左岸)			焼却炉停止時、2～3車/日、約17及び12日間、2回/年で概ね1,160t
衣浦東部	3.3	9±1	0t	
日光川上流	3.4	9±1	焼却炉運転時、2～3車/日、1年間で概ね2,120t	
五条川右岸	3.4	9±1	焼却炉運転時、1～2車/日、1年間で概ね1,490t	
新川東部	(ホッパ棟)	4.0	9±1	焼却炉運転時、1車/日、1年間で概ね650t
	(汚泥棟)	4.0		
日光川下流	(第1汚泥棟)	4.4	9±1	焼却炉運転時、1車/日、1年間で概ね860t
	(第2汚泥等)	3.7		
新川西部	4.1	9±1	焼却炉運転時、1車/日、1年間で概ね240t	

- H寸法は計測実寸値。
- 実際の搬出にあたっては、上記高さの他、車両の長さ・幅・転回の有無等により搬出に使用できる車両の現地確認が必要となります。
- 搬出汚泥の計量は、各浄化センターに設置されているトラックスケールにより行うものとします。